

ご遺族の方へ
府中市おくやみ
ハンドブック

Guide to help you
from Fuchu city.

府 中 市
F u c h u c i t y

府中市で必要な手順を
お伝えするための
ハンドブックです
ぜひご活用ください

おくやみ相談室のご案内

府中市では、亡くなられた市民の市役所での手続きに関する相談や書類作成・提出がワンストップでできる「おくやみ相談室」を設置しています。

亡くなられた方に関して個別にご遺族からお話を伺い、手続きに必要な書類をご用意し、ご遺族にご記入いただいた書類を、担当職員が提出先に届けます。

手続きなどお困りの方は、お気軽にご相談ください。

対 象

亡くなられた市民のご遺族

ご利用までの流れ

STEP 1

「おくやみ相談室」の利用を希望される場合は、事前の相談・聞き取りや予約が必要です。次のいずれかの方法で書類手続きの来庁日時をご予約ください。

STEP 2

予約した来庁日までに必要書類などをご連絡しますので、ご準備ください。

STEP 3

来庁日の書類手続きでは、職員が説明しながら、申請書類などをご記入いただきます。必要に応じて市役所以外の相談機関をご案内します。

※ご予約から来庁日まで、1週間程度のお時間をいただきます。

手続きや必要書類はそれぞれ異なります。職員があらかじめお調べするお時間をいただくことにより、「手続きもれなど」を防ぎます。

申込方法

次のいずれかの方法でお申し込みください。

・申込フォームによる予約

<https://logoform.jp/form/6ibw/okuyami>



・市役所「おもや」1階 総合窓口課の窓口へ

または、042（335）4553（直通）に電話で

受付時間は、午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）

書類手続き

市役所「おもや」の「おくやみ相談室」で書類の作成・手続きを行います。

※1日4組 手続き時間は1組あたり1時間程度

①9時～ ②10時30分～ ③13時30分～ ④15時～

問合せ

市民部総合窓口課

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）

☎ 042-335-4553（直通）

もくじ

1. 市役所での手続きチェックリスト	P.01
2. 身近な人が亡くなられた後の手続きなどの流れ（目安）	P.03
3. 市役所での手続き	
3-1. 戸籍・住民票関係の手続き	P.04
3-2. 介護保険に関する手続き	P.07
3-3. 障害福祉に関する手続き	P.08
3-4. 国民健康保険、後期高齢者医療保険に関する手続き	P.11
3-5. 年金に関する手続き	P.13
3-6. 税金に関する手続き	P.18
3-7. 子育てに関する手続き	P.21
3-8. その他の手続き	P.25
4. 市役所以外での手続き（参考）	P.27
5. その他のご案内	P.28

1. 市役所での手続きチェックリスト

亡くなられた方などについてのご確認		チェック欄	該当ページ
戸籍・住民票関係	死亡届（亡くなられた方全員が必要となる手続き）	☐	P.04
	世帯主で、同じ世帯に15歳以上の方が2人以上いる	☐	P.04
	住民基本台帳カード、マイナンバーカード・通知カードを持っている	☐	P.04 ～ P.05
	印鑑登録証・ふちゅう市民カードを持っている	☐	P.05
	外国籍である	☐	P.05
介護	65歳以上の方である（または2号被保険者で介護保険被保険者証をお持ちの方）	☐	P.07
	高額介護サービス費の支払いを受けている	☐	P.07
	おむつの現金助成を受けている	☐	P.07
障害	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳を持っている	☐	P.08
	難病・小児慢性疾患・大気汚染・肝炎医療費助成、自立支援医療費助成、心身障害者医療費助成（マル障）などの受給者証または医療券の交付を受けている	☐	P.08
	下記いずれかを受給している ・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当 ・心身障害者（児）福祉手当・重度心身障害者手当・特別児童扶養手当	☐	P.08
障害	心身障害者扶養共済制度の心身障害者である	☐	P.09
	心身障害者扶養共済制度の加入者である	☐	P.09
	心身障害者扶養年金制度の心身障害者である	☐	P.10
保険	国民健康保険の加入者である	☐	P.11
	後期高齢者医療保険の加入者である	☐	P.12
年金	国民年金または厚生年金の受給者である	☐	P.13
	国民年金の加入者である	☐	P.14
	厚生年金の加入者である	☐	P.17

亡くなられた方などについてのご確認		チェック欄	該当ページ
税金	土地・家屋の所有者である	☐	P.18
	未登記の家屋の所有者である	☐	P.18
	一定以上の所得がある	☐	P.18
	税額が変更される（確定申告などにより税額が変更になる）	☐	P.19
	市民税・都民税が給与から差し引かれている	☐	P.19
	相続人全員が相続放棄する	☐	P.19
	原動機付自転車・小型特殊自動車の所有者である	☐	P.20
	本人名義の口座から振替している	☐	P.20
子育て	ひとり親世帯になる	☐	P.21
	児童手当の受給者である	☐	P.21
	児童手当の受給者の配偶者である	☐	P.22
	児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成の受給者である	☐	P.22
	児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成の受給者の配偶者である	☐	P.23
	児童手当・子ども医療費助成の対象児童である	☐	P.23
	児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成の対象児童である	☐	P.24
その他	農地の所有者である	☐	P.25
	市営住宅・高齢者住宅の入居者である	☐	P.25
	都営住宅の入居者である	☐	P.25
	生活保護の受給者である	☐	P.26
	パートナーシップ宣誓をしている	☐	P.26
	住んでいた家が空き家になる場合	☐	P.26

2. 身近な人が亡くなられた後の手続きなどの流れ（目安）

※ここに記載の葬儀・法要は、あくまでも一例であり、宗教や宗派、風習などによって異なります。

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き ○相続放棄・限定承認 ○相続財産調査 ○相続人調査 ○遺言調査・遺言書の検認	
4か月以内			○所得税の準確定申告 (30 ページ参照)
10か月以内		○払戻・解約・名義変更など ○遺産分割協議 (29 ページ参照)	○相続税の申告 (30 ページ参照)
一年以内	○一周忌		